【2026 年 4 月現在】

関西学院大学大学院支給奨学金規程

（目的）
第１条　学校法人関西学院は、関西学院大学大学院生の研究助成を目的として関西学院大学大学院支給奨学金（以下「奨学金」という。）を設定する。
（種類）
第２条　奨学金は、ベーツ支給奨学金と称する。
（資金）
第３条　奨学金の資金は、学院の経常収入をもってこれにあてる。
（資格）
第４条　奨学金を受ける者の資格は次のとおりとする。
関西学院大学大学院（博士課程後期課程、神学研究科博士課程前期課程キリスト教伝道者コースの日本基督教団所属者及び日本基督教団と宣教協約を結ぶ教団所属者、並びに司法研究科を除く）の正規の学生として入学試験に極めて優秀な成績で合格し入学する者、及び学年進行時の継続審査に合格した者とする。
（年額及び交付）
第５条　奨学金の年額は、授業料、実験実習費及び教育充実費の合計額に相当する額（以下、「学費相当額」という。）、学費相当額の３分の２の額、学費相当額の３分の１の額の３種類とする。ただし、万円未満は切り捨てる。
２　奨学金の交付は原則として春学期及び秋学期とする。
３　関西学院大学大学院支給奨学生（以下「奨学生」という。）は、学費未納の場合は、この奨学金を学費の納入に充てるものとする。
（期間）
第６条　奨学金を支給する期間は標準修業年限又は１年間とする。
（採用）
第７条　奨学生の採用は、別に定める関西学院大学奨学生選考内規に則り、各研究科委員会（経営戦略研究科教授会を含む）の推薦により、大学院奨学金委員会委員長（以下「委員長」という。）が決定し、大学院奨学金委員会で報告する。
（異動）
第８条　奨学生が次の各号の一に該当する場合、直ちに委員長に届け出なければならない。
１　奨学金を辞退するとき
２　入学を辞退するとき
３　退学するとき
４　休学又は復学するとき
（交付の停止）
第９条　奨学生が次の各号の一に該当する場合、奨学金の交付を停止する。
１　奨学金を辞退したとき
２　入学を辞退したとき
３　退学したとき
４　休学したとき
５　委員会が奨学生として不適当と認めたとき
２　前項第４号に該当する者が復学した場合、奨学金の交付を復活する。
３　第１項に該当する場合、奨学金の返還を求めることがある。
（所管）
第10条　この規程の奨学金に関する事項は、大学院奨学金委員会が所管し、事務は学生活動支援機構事務部において行う。
（細則）
第11条　この規程の施行についての必要な事項は、細則及び内規で定める。
（規程の改廃）
第12条　この規程の改廃は、大学院奨学金委員会及び大学評議会の議を経て、理事会で決定する。
附　則

1　この規程は、1971年（昭和46年）４月１日から施行する。
　　略
28　この規程は、2024年（令和６年）９月１日から改正施行する。
経過措置
1　2024年度以前に入学した博士課程後期課程の正規の学生は、2024年度のみ附則第27項の規定を適用する。
2　2024年度以前に入学した博士課程前期課程及び専門職学位課程の正規の学生は、附則第27項の規定を適用する。

関西学院大学大学院支給奨学金規程細則

（募集）
第１条　ベーツ支給奨学生の募集は行わず各研究科委員会（経営戦略研究科教授会を含む）の推薦によるものとする。
（選考基準）
第２条　関西学院大学大学院支給奨学生（以下「奨学生」という。）の選考は、大学の学業成績等及び大学院の入試成績による。なお、２年次の継続については、大学院の学業成績によるものとする。
（採用通知）
第３条　奨学生の採用通知は、委員長から各研究科を経て本人に通知する。
（事務担当者会議）
第４条　委員長が必要と認める場合、奨学金事務担当者会議を招集することができる。
（細則の改廃）
第５条　この細則の改廃は、大学院奨学金委員会の議を経て大学評議会で決定する。
附　則
1　この細則は、1971年（昭和46年）４月１日から施行する。
　　略
12　この規程は、2024年（令和６年）４月１日から改正施行する。ただし、2024年度以前入学生については、従前の細則を適用する。

関西学院大学法科大学院支給奨学金規程

（目的）
第１条　学校法人関西学院は、法曹三者という高度専門職業人の養成に特化した専門職大学院として設置された関西学院大学大学院司法研究科（以下「法科大学院」という。）に在籍する学生の勉学を支援することを目的として関西学院大学法科大学院支給奨学金（以下「奨学金」という。）を設定する。
（種類）
第２条　奨学金は、法科特別支給奨学金、法科第１種支給奨学金、法科第２種支給奨学金、法科第３種支給奨学金、法科入学支給奨学金の５種類とする。
（資金）
第３条　奨学金の資金は、学院の経常収入をもってこれにあてる。
（資格）
第４条　奨学金を受ける者の資格は次のとおりとする。
1　法科大学院の標準修業年限内に在学する正規の学生であって、司法の職につくことに熱意を有する者。
2　法科特別支給奨学金、法科第１種支給奨学金、法科入学支給奨学金は、第１号に加えて入試成績、学業成績が特に優秀な者であること。
3　法科第２種支給奨学金は、第１号に加えて学業成績が特に優秀であり、学資の援助を必要とする者であること。
4　法科第３種支給奨学金は、第１号に加えて法科特別支給奨学金、法科第１種支給奨学金、法科第２種支給奨学金のいずれも支給されていない者であること。
（年額及び交付）
第５条

１　法科特別支給奨学金の年額は、学費の合計額に相当する額とする。ただし、万円未満は切り捨てる。
２　法科第１種支給奨学金、法科第２種支給奨学金の年額は、授業料及び教育充実費の合計額の２分の１とする。ただし、万円未満は切り捨てる。
３　法科第３種支給奨学金の年額は、学費合計額と当年度の国立大学における学費との差額相当額を基準とする。ただし、千円未満は切り捨てる。
４　法科入学支給奨学金の支給額は、入学金相当額とする。ただし、千円未満は切り捨てる。
５　奨学金の交付は、原則として春学期及び秋学期とする。ただし、法科入学支給奨学金については、春学期一括交付とする。

（期間）
第６条　奨学金を支給する期間は、法科特別支給奨学金、法科第１種支給奨学金は標準修業年限、法科第２種支給奨学金、法科第３種支給奨学金は当該年度限り、法科入学支給奨学金は入学初年度限りとする。

（採用）
第７条　法科大学院支給奨学生（以下「奨学生」という。）の採用は、司法研究科教授会の推薦により、大学院奨学金委員長が決定する。なお、この決定は大学院奨学金委員会で報告する。
２　既に法科第３種支給奨学金に採用されている奨学生を法科第２種支給奨学金に採用する場合、当該奨学生は法科第３種支給奨学金を辞退しなければならない。あわせて、既に支給された法科第３種支給奨学金を返還しなければならない。

（異動）
第８条　奨学生が次の各号の一に該当する場合、直ちに委員長に届け出なければならない。
1　奨学金を辞退するとき
2　入学を辞退するとき
3　退学するとき
4　休学又は復学するとき

（交付の停止）
第９条　奨学生が次の各号の一に該当する場合、奨学金の交付を停止する。
1　奨学金を辞退したとき
2　入学を辞退したとき
3　退学したとき
4　休学したとき
5　法科特別支給奨学金、法科第１種支給奨学金の奨学生で前年度の学業成績が委員会の定める学力基準を下回ったとき
6　委員会が奨学生として不適当と認めたとき
２　前項第４号に該当する者が復学した場合、奨学金の交付を復活する。
３　第１項第３号、第４号、第６号に該当する場合、奨学金の返還を求めることがある。

（所管）
第10条　この規程の奨学金に関する事項は、大学院奨学金委員会が所管し、事務は学生活動支援機構事務部において行う。

（細則）
第11条　この規程の施行についての必要な事項は、細則で定める。

（規程の改廃）
第12条　この規程の改廃は、大学院奨学金委員会及び大学評議会の議を経て、理事会で決定する。

附　則
1　この規程は、2004年（平成16年）1月1日から施行する。
　　略
10　この規程は、2019年（平成31年）4月1日から改正施行する。

関西学院大学法科大学院支給奨学金規程細則

（選考基準）

第１条　関西学院大学法科大学院支給奨学金（以下、「奨学金」という。）の選考は次のとおりとする。法科特別支給奨学金、法科第１種支給奨学金、法科入学支給奨学金の選考は、入試成績、学業成績による。法科第２種支給奨学金の選考は、学業成績並びに、本人または家庭の経済状況も参考とする。法科第３種支給奨学金は、法科特別支給奨学金、法科第１種支給奨学金及び法科第２種支給奨学金の支給を受けていない者に支給する。なお、関西学院大学法科大学院支給奨学生選考内規を別に定める。

（採用通知）

第２条　奨学生の採用通知は、大学院奨学金委員会委員長（以下「委員長」という。）から法科大学院を経て本人に通知する。

２　法科特別支給奨学生、法科第１種支給奨学生、法科入学支給奨学生の採用通知は、法科大学院入試合格発表とともに行う。

３　法科第２種支給奨学生の採用通知は、初年度生は９月に、初年度生以外は４月に行う。

４　法科第３種支給奨学生の採用通知は４月に行う。

（事務担当者会議）

第３条　委員長が必要と認める場合、奨学金事務担当者会議を招集することができる。

（細則の改廃）

第４条　この細則の改廃は、大学院奨学金委員会の議を経て大学評議会で決定する。

附　則

１　この細則は、2004年（平成16年）１月１日から施行する。

　　略

５　この細則は、2016年（平成28年）４月１日から改正施行する。

関西学院大学･大学院利子補給奨学金規程

（目的）

第１条　学校法人関西学院は、関西学院大学学生及び大学院生で関西学院大学と提携する金融機関の教育ローン等（以下「ローン」という。）の借入を受けた者を援助することを目的として関西学院大学・大学院利子補給奨学金（以下「奨学金」という。）を設定する。

（資金）

第２条　奨学金の資金は学院の経常収入をもってこれにあてる。

（資格）

第３条　奨学金を受ける者の資格は、大学及び大学院に在学する正規の学生であって、学資の援助を必要とする者とする。

（年額及び交付）

第４条　奨学金の年額は在学する課程におけるローンの当年度利子相当額とする。

２　奨学金の交付は一括交付とする。

（期間）

第５条　奨学金を支給する期間は当該年度限りとする。

（申請）

第６条　奨学金の支給を受けようとする者は、所定の書類を学生活動支援機構（以下「機構」という。）事務部を経て学生委員会委員長又は大学院奨学金委員会委員長に提出しなければならない。

（採用）

第７条　関西学院大学・大学院利子補給奨学生（以下「奨学生」という。）の採用は、学生委員会又は大学院奨学金委員会が行う。

（返還）

第８条　学生委員会又は大学院奨学金委員会が奨学生として不適当と認めたとき、奨学金の返還を求めることができる。

（所管）

第９条　この規程の奨学金に関する事項は学生委員会又は大学院奨学金委員会が所管し、事務は機構事務部において行う。

（細則）

第10条　この規程の施行について必要な事項は細則で定める。
（規程の改廃）
第11条　この規程の改廃は、学生委員会、大学院奨学金委員会及び大学評議会の議を経て理事会で決定する。
附　則
1　この規程は、2009年（平成21年）４月１日から施行する。
略
3　この規程は、2015年（平成27年）４月１日から改正施行する。

関西学院大学･大学院利子補給奨学金規程細則

（募集時期）
第１条　関西学院大学・大学院利子補給奨学生（以下「奨学生」という。）の募集は、原則として２月に行う。
（申請手続）
第２条　関西学院大学・大学院利子補給奨学金（以下「奨学金」という。）の支給を受けようとする者は、次の各号の書類を学生活動支援機構事務部を経て学生委員会委員長又は大学院奨学金委員会委員長に提出しなければならない。
1　利子補給奨学金申請書
2　家庭及び本人の経済状況を証明するもの
3　ローン返済明細書
4　前各号のほか、学生委員会または大学院奨学金委員会から追加して提出を求められたもの
（選考基準及び方法）
第３条　選考基準は家庭及び本人の経済状況による。ただし、関西学院大学奨学生選考内規を別に定める。
（採用通知）
第４条　奨学生の採用決定は、学生委員会委員長又は大学院奨学金委員会委員長から本人に通知する。
（奨学金の支給）
第５条　奨学金の支給の時期は、原則として３月とする。
（細則の改廃）
第６条　この細則の改廃は、学生委員会及び大学院奨学金委員会の議を経て大学評議会で決定する。
附　則
1　この細則は、2009年（平成21年）４月１日から施行する。
略
3　この細則は、2015年（平成27年）４月１日から改正施行する。

関西学院大学大学院特別支給奨学金規程

（目的）
第１条　学校法人関西学院は、関西学院大学大学院学生で家計等の急変により学費納入が極めて困難な者を援助するために、関西学院大学大学院特別支給奨学金（以下「奨学金」という。）を設定する。
（資金）
第２条　関西学院特別支給奨学金規程第２条に準ずる。
（資格）
第３条　奨学金を受けるものの資格は、大学院に在学する正規の学生で、次の各号の一に該当する家計事情により学費納入が極めて困難な者とする。なお、その事情は発生したときから原則として１年以内を対象とする。
1　主たる家計支持者が死亡又は離別したとき。
2　主たる家計支持者が会社等の倒産等により解雇され、又は早期退職したとき。
3　主たる家計支持者が破産したとき。
4　病気、事故、経営不振その他家計急変の事由により、応募者の属する世帯の家計の生計が著しく困難になったとき。
5　火災、風水害、震災等の災害により激甚災害指定地域・災害救助法・天災融資法等の適用を受け著しい被害又はこれらに準じる程度の被害を受けたことにより、応募者の属する世帯の家計の生計が著しく困難になっ

たとき。
（年額及び交付）
第４条　関西学院特別支給奨学金規程第４条に準ずる。
２　奨学金は春学期分、秋学期分（各年額の１／２）を春学期に一括交付する。
３　関西学院大学大学院特別支給奨学生（以下「奨学生」という。）は、学費未納の場合、この奨学金を学費の納入に充てるものとする。
（期間）
第５条　奨学金を支給する期間は、家計等の急変の事由により学費納入が極めて困難となった年度限りとする。また、この奨学金の採用は、原則として１回限りとする。
（申請）
第６条　奨学金の支給を受けようとする者は、所定の書類を学生活動支援機構（以下「機構」という。）事務部を経て大学院奨学金委員会委員長（以下「委員長」という。）に提出しなければならない。
（採用）
第７条　奨学生の採用は、申請者の中から機構の推薦により大学院奨学金委員会（以下「委員会」という。）で決定する。
（異動）
第８条　奨学生が次の各号の一に該当する場合、直ちに委員長に届け出なければならない。
１　奨学金を辞退するとき。
２　休学又は退学するとき。
（交付の停止）
第９条　奨学生が次の各号の一に該当する場合、奨学金の交付を停止する。
１　奨学金を辞退したとき。
２　休学又は退学したとき。
３　委員会が奨学生として不適当と認めるとき。
２　奨学金の交付後に前項に該当する場合、奨学金の返還を求める。ただし、特別な事情がある場合はこの限りではない。
（所管）
第10条　この規程の奨学金に関する事項は委員会が所管し、事務は機構事務部にて行う。
（細則）
第11条　この規程の施行について必要な事項は細則で定める。
（規程の改廃）
第12条　この規程の改廃は、委員会及び大学評議会の議を経て理事会で決定する。
附　則
１　この規程は、2011年（平成23年）12月９日から施行する。
　　略
５　この規程は、2024年（令和６年）９月１日から改正施行する。

関西学院大学大学院貸与奨学金規程

（目的）
第１条　学校法人関西学院は、関西学院大学大学院学生で経済的理由により修学困難な者を援助するために、関西学院大学大学院貸与奨学金（以下「奨学金」という。）を設定する。
（種類）
第２条　奨学金は、緊急時貸与奨学金とする。
（資金）
第３条　奨学金の資金は、次の各号をもってこれにあてる。
１　寄付金
２　学院の経常収入
３　本規程に定める返還金
（資格）

第４条　奨学金を受ける者の資格は、大学院各課程に在学する正規の学生及び特別学生（社会人・外国大学卒業者・一般）であって、下記の条件を満たしていること。ただし、関西学院大学奨学生選考内規を別途定める。
1　修学の継続を目指している者であること。
2　学費未納者であり、家計事情等やむを得ない理由により学費納入が著しく困難であると認められた者であること。
（年額及び交付）
第５条　奨学金の年額は、授業料、実験実習費及び教育充実費の合計額に相当する額を上限とする。ただし、万円未満は切り捨てる。なお、貸与する奨学金総額の限度額については別途定める。
２　奨学金の交付は、随時とする。
（期間）
第６条　奨学金を貸与する期間は、家計状況により就学が著しく困難となった年度限りとする。
（採用）
第７条　関西学院大学大学院貸与奨学生（以下「奨学生」という。）の採用は、応募者の中から大学院奨学金委員会委員長（以下「委員長」という。）が決定し、大学院奨学金委員会が承認する。
（異動）
第８条　奨学生又は奨学生であった者が、次の各号の一に該当する場合、直ちに委員長に届け出なければならない。
1　奨学金を辞退するとき
2　休学又は退学するとき
3　本人、連帯保証人及び保証人の氏名、住所、勤務先その他重要な事項に変更があったとき
（交付の停止）
第９条　奨学生が次の各号の一に該当する場合、奨学金の交付を停止する。
1　奨学金を辞退したとき
2　休学又は退学したとき
3　委員会が奨学生として不適当と認めたとき
（借用証書）
第10条　奨学生として採用されたときは、奨学金借用証書及び奨学金返還明細書を提出しなければならない。
（返還）
第11条　奨学生又は奨学生であった者が、各課程の標準修業年限に達した日又は退学した日の翌日から貸与年数の４倍の年数以内に、奨学金の全額を返還しなければならない。
２　前項の奨学金の返還は、年賦の方法によるものとする。
３　この奨学金は無利子とする。
（返還猶予）
第12条　奨学生であった者が、次の各号の一に該当する場合、願出によって奨学金の返還を猶予することがある。
1　大学院に在学するとき
2　傷い疾病等によって返還が著しく困難となったとき
3　大学院研究員で返還が著しく困難となったとき
4　専門職大学院研修員で返還が著しく困難となったとき
第13条　奨学金の返還猶予を受けようとする者は、年度ごとに次の各号の書類を添付して奨学金返還猶予願を提出し、委員長の承認を得なければならない。
1　在学証明書（前条第１号に該当する者）
2　医師の診断書又はその事由を証明する書類（前条第２号に該当する者）
3　研究科委員会がその事由を証明する書類（前条第３号に該当する者）
（返還免除）
第14条　奨学生又は奨学生であった者が死亡したときは、その奨学金の返還未済額の全部又は一部の返還を免除することがある。
２　奨学金の返還免除を受けようとするときは、連帯保証人は本人の死亡を証明する書類を添付し、奨学金返還免除額を提出し、委員長の承認を得なければならない。
（所管）

第15条　この規程の奨学金に関する事項は大学院奨学金委員会が所管し、事務は学生活動支援機構事務部において行う。
（細則）
第16条　この規程の施行についての必要な事項は、細則で定める。
（規程の改廃）
第17条　この規程の改廃は、大学院奨学金委員会及び大学評議会の議を経て理事会で決定する。
附　則
1　この規程は、1979年（昭和54年）4月1日から施行する。
　略
22　この規程は、2019年（平成31年）4月1日から改正施行する。

関西学院大学大学院貸与奨学金規程細則

（募集時期）
第１条　関西学院大学大学院貸与奨学生（以下「奨学生」という。）の募集は、随時行う。
（申請手続）
第２条　関西学院大学大学院貸与奨学金（以下「奨学金」という。）の貸与を受けようとする者は、次の各号の書類を大学院奨学金委員会委員長（以下「委員長」という。）に提出しなければならない。
1　所定の願書
2　家庭の経済状況を証明するもの
3　その他必要な書類
（選考基準）
第３条　奨学生の選考は、本人の経済状況、家庭の経済状況及び学業に対する熱意による。
（採用通知）
第４条　奨学生の採用通知は、委員長から本人に通知する。
（返還方法）
第５条　奨学金の返還は、奨学金返還明細書にしたがって行う。
（事務担当者会議）
第６条　委員長が必要と認める場合、奨学金事務担当者会議を招集することができる。
（細則の改廃）
第７条　この細則の改廃は、大学院奨学金委員会の議を経て大学評議会で決定する。
　附　則
1　この細則は、1979（昭和54年）４月１日から施行する。
　略
8　この細則は、2015年（平成27年）４月１日から施行する。